

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第9条の2《<u>障害者等</u>の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 (確認書類の範囲) 9の2 - 1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2 - 4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。	法第9条の2《<u>老人等</u>の郵便貯金の利子所得の非課税》関係 (確認書類の範囲) 9の2 - 1 法第9条の2第2項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下9の2 - 4までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。 (1) <u>令第30条の9第1項第1号《老人等に該当する旨を証する書類の範囲》</u> <u>に規定する書類(以下9の2 - 2において「住民票の写し等」という。)</u> イ <u>国民健康保険退職被保険者証</u> <u>(国民健康保険法施行規則 様式第1の2)</u> ロ <u>国民健康保険特別療養証明書</u> <u>(国民健康保険法施行規則 様式第2)</u> ハ <u>健康保険特例退職被保険者証</u> <u>(健康保険法施行規則 様式第9号⁽³⁾⁽⁴⁾)</u> ニ <u>健康保険高齢受給者証</u> <u>(健康保険法施行規則 様式第10号)</u> ホ <u>健康保険特別療養証明書</u> <u>(健康保険法施行規則 様式第12号)</u> ヘ <u>健康保険被保険者受給資格者票</u> <u>(健康保険法施行規則 様式第16号)</u> ト <u>船員保険被扶養者証</u> <u>(船員保険法施行規則 様式第5号)</u>

チ 船員保険高齢受給者証

（ 船員保険法施行規則 様式第 6 号 ）

リ 共済組合遠隔地被扶養者証

（ 国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号 ）

（ 地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第19号 ）

ヌ 共済組合高齢受給者証

（ 国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の 3 ）

（ 地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第20号 ）

ル 共済組合特別療養証明書

（ 国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の 2 ）

（ 地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第23号 ）

ヲ 共済組合船員被扶養者証

（ 国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号 ）

（ 地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第41号 ）

ワ 共済組合任意継続組合員証

（ 地方公務員等共済組合法施行規則 別紙様式第46号 ）

力 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書

（ 日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号 ）

ヨ 自衛官診療証

（ 防衛庁職員療養及び補償実施規則 様式別紙第 6 ）

タ 規則第 3 条の 6 第 1 項第 2 号《 老人等に該当する旨を証する書類の範囲 》に掲げる書類（ 上記イからヨまでに掲げる書類を含む。）に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類（ 当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。）

レ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

（ 老齢福祉年金支給規則 様式第17号 ）

改 正 後	改 正 前
(1) <u>規則第3条の6第1項各号(障害者等に該当する旨を証する書類の範囲)に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下9の2 - 2までにおいて「身体障害者手帳等」という。)</u> イ 令第30条の3第11号《<u>障害者等の範囲</u>》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書 ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類 ハ <u>身体障害者手帳等</u>が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書	<u>ソ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第3条の6第1項第2号に規定する医療受給者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証(住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)</u> <u>ツ 規則第3条の6第2項第17号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類</u> <u>ネ 規則第3条の6第2項各号に掲げる書類(同項第1号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下9の2 - 2までにおいて「年金証書等」という。)のうち、住所、氏名及び生年月日の記載があるもの</u> (2) <u>年金証書等</u> イ 令第30条の3第11号《<u>老人等の範囲</u>》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(2)において同じ。)の支給決定通知書 ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類 ハ <u>年金証書等</u>が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第3条の6第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍（改製原戸籍を含む。）の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

(3) 規則第3条の6第1項第14号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」

規則第3条の6第2項第3号に掲げる書類（次の(4)のイからソまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの

(4) 規則第3条の6第2項各号に掲げる「障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、健康保険の被保険者証、運転免許証その他の財務省令で定める書類」（以下9の2 - 2までにおいて「住民票の写し等」という。）

(注)1 「住民票の写し等」は、身体障害者手帳等に当該障害者等の生年月

ニ 年金証書等が証書である場合における当該証書の改定証書

(3) 規則第3条の6第2項第1号に規定する妻であることを証する書類

イ 年金証書等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 年金証書等以外の書類で当該年金証書等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

(4) 規則第3条の6第2項第14号に規定する母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書

規則第3条の6第1項第2号に掲げる書類（上記(1)のイからヨまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの

改 正 後	改 正 前
<u>日又は住所が記載されていない場合に必要となるものであることに留意する。</u> 2 <u>「住民票の写し等」の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができるとされているときは、「住民票の写し等」には当該旧様式を含むものとする。</u> イ <u>国民健康保険退職被保険者証</u> <u>（国民健康保険法施行規則 様式第1の2）</u> ロ <u>国民健康保険特別療養証明書</u> <u>（国民健康保険法施行規則 様式第2）</u> ハ <u>健康保険特例退職被保険者証</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第9号⁽³⁾⁽⁴⁾）</u> ニ <u>健康保険高齢受給者証</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第10号）</u> ホ <u>健康保険特別療養証明書</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第12号）</u> ヘ <u>健康保険被保険者受給資格者票</u> <u>（健康保険法施行規則 様式第16号）</u> ト <u>船員保険被扶養者証</u> <u>（船員保険法施行規則 様式第5号）</u> チ <u>船員保険高齢受給者証</u> <u>（船員保険法施行規則 様式第6号）</u> リ <u>共済組合遠隔地被扶養者証</u> <u>（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号）</u> ヌ <u>組合員被扶養者証</u> <u>（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号）</u>	

ル 共済組合高齢受給者証

（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3）

（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号）

ヲ 共済組合特別療養証明書

（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2）

（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号）

ワ 共済組合船員被扶養者証

（国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号）

カ 共済組合船員組合員被扶養者証

（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号）

ヨ 共済組合任意継続組合員証

（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号）

タ 任意継続組合員被扶養者証

（地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2）

レ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書

（日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号）

ソ 自衛官診療証

（防衛庁職員療養及び補償実施規則 様式別紙第10）

ツ 規則第3条の6第2項第3号に掲げる書類（上記イからソまでに掲げる書類を含む。）に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類（当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。）

ネ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

（老齢福祉年金支給規則 様式第17号）

ラ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第3条の6第2項第3号に規定する医療受給者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

改 正 後	改 正 前
<u>△ 規則第3条の6第1項第17号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類</u> (5) 規則第3条の6第3項に規定する「官公署から発行され、若しくは発給された書類」 転出証明書（告知をする日の前日において住民票に記載されていない者から提示されたものに限る。） （氏名等の変更があった場合の確認書類） 9の2-2 確認書類には、<u>法第9条の2第1項に規定する障害者等（以下9の2-11までにおいて「障害者等」という。）に該当しないこととなった者に係る身体障害者手帳等又は既に氏名若しくは住所の変更があったにもかかわらず変更後の氏名若しくは住所が記載されていない住民票の写し等若しくは令第30条の9第2項《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲》に規定する「郵便貯金本人票」は、含まれないことに留意する。</u> （個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合） 9の2-3 非課税郵便貯金申込書を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税郵便貯金申込書に記載する住所は規則第3条の6第2項第1号に規定する「住民票の写し」若しくは「住民票の記載事項証明書」又は同条第3項に規定する書類に記載されている住所によることとする。	(5) 規則第3条の6第3項に規定する「官公署から発行され、若しくは発給された書類」 転出証明書（告知をする日の前日において住民票に記載されていない者から提示されたものに限る。） （氏名等の変更があった場合の確認書類） 9の2-2 確認書類には、<u>当該確認書類を提示する時において、既に氏名若しくは住所の変更があったにもかかわらず変更後の氏名若しくは住所が記載されていない「住民票の写し等」若しくは令第30条の9第2項に規定する「郵便貯金本人票」又は法第9条の2第1項に規定する老人等（以下9の2-11までにおいて「老人等」という。）に該当しないこととなった者に係る「年金証書等」は、含まれないことに留意する。</u> （個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合） 9の2-3 非課税郵便貯金申込書を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税郵便貯金申込書に記載する住所は<u>令第30条の9第1項第1号に規定する「住民票の写し」又は「住民票の記載事項証明書」（規則第3条の6第3項に規定する書類を含む。）</u>に記載されている住所によることとする。

（国外勤務者が追加預入をした場合の非課税規定の適用関係）

9の2 - 6 非課税郵便貯金申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者等の区分》の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で障害者等に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者（障害者等に該当しないこととなった者を除き、障害者等のうち国外勤務の公務員となった者を含む。）に対する法第9条の2第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その者が国内に住所を有する間に非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金につき受ける利子については、国内に住所を有しなくなった後に当該郵便貯金の口座にその利子の繰入れ又は留守宅渡しの給与の振込み等による追加預入が行われない限り、引き続き同項の規定を適用すること。
- (2) その者が国内に住所を有する間に非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の口座に、国内に住所を有しなくなった後に追加預入をした場合において、その追加預入が行われた後に当該郵便貯金につき受ける利子については、次によること。

イ その郵便貯金が限度額を記載した非課税郵便貯金申込書に係るものであるときは、その追加預入が行われた後の残高が当該限度額以下である限り、同項の規定を適用する。

ロ その郵便貯金がい以外のものであるときは、同項の規定は適用しない。

- (3) その者が国内に住所を有しないこととなってから新規に預入をする郵便貯金の利子については、その預入の際に非課税郵便貯金申込書を提出しても同項の規定は適用しない。

（国外勤務者が追加預入をした場合の非課税規定の適用関係）

9の2 - 6 非課税郵便貯金申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者等の区分》の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で老人等に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者（老人等に該当しないこととなった者を除き、老人等のうち国外勤務の公務員となった者を含む。）に対する法第9条の2第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その者が国内に住所を有する間に非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金につき受ける利子については、国内に住所を有しなくなった後に当該郵便貯金の口座にその利子の繰入れ又は留守宅渡しの給与の振込み等による追加預入が行われない限り、引き続き同項の規定を適用すること。
- (2) その者が国内に住所を有する間に非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の口座に、国内に住所を有しなくなった後に追加預入をした場合において、その追加預入が行われた後に当該郵便貯金につき受ける利子については、次によること。

イ その郵便貯金が限度額を記載した非課税郵便貯金申込書に係るものであるときは、その追加預入が行われた後の残高が当該限度額以下である限り、同項の規定を適用する。

ロ その郵便貯金がい以外のものであるときは、同項の規定は適用しない。

- (3) その者が国内に住所を有しないこととなってから新規に預入をする郵便貯金の利子については、その預入の際に非課税郵便貯金申込書を提出しても同項の規定は適用しない。

改 正 後	改 正 前
(非課税規定の適用を受けていた者が死亡した場合の課税関係) 9 の 2 - 8 その利子について法第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける郵便貯金を有する者が死亡した場合には、当該郵便貯金についてその死亡後に支払を受けるべき利子に対する課税関係は、次によることに留意する。 (1) その者の相続人 (<u>障害者等</u> に限る。以下この項及び 9 の 2 - 10 において同じ。) から当該郵便貯金について令第 30 条の 14 (《 非課税郵便貯金相続申込書 》) の規定による非課税郵便貯金相続申込書の提出があった場合には、当該非課税郵便貯金相続申込書を提出した日に当該相続人が非課税郵便貯金申込書を提出して当該郵便貯金の預入をしたものとみなして、同項の規定を適用する。 (2) (1) 以外の場合には、令第 30 条の 13 第 1 項 (《 非課税郵便貯金を有する者に係る死亡届出書 》) の規定による届出書が提出されたかどうかにかかわらず、次に掲げる郵便貯金の利子を除き、法第 9 条の 2 第 1 項の規定を適用しない。 イ 当該郵便貯金 (口に掲げるものを除く。) については、その死亡した日を含む利子の計算期間に対応する利子のうち、死亡した日までの期間に対応する利子 ロ 通常郵便貯金については、その死亡した日を含む利子の計算期間に対応する利子 (違反貯金が発見された場合) 9 の 2 - 11 次に掲げるような事実が発見された場合の法第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によることに留意する。	(非課税規定の適用を受けていた者が死亡した場合の課税関係) 9 の 2 - 8 その利子について法第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける郵便貯金を有する者が死亡した場合には、当該郵便貯金についてその死亡後に支払を受けるべき利子に対する課税関係は、次によることに留意する。 (1) その者の相続人 (<u>老人等</u> に限る。以下この項及び 9 の 2 - 10 において同じ。) から当該郵便貯金について令第 30 条の 14 (《 非課税郵便貯金相続申込書 》) の規定による非課税郵便貯金相続申込書の提出があった場合には、当該非課税郵便貯金相続申込書を提出した日に当該相続人が非課税郵便貯金申込書を提出して当該郵便貯金の預入をしたものとみなして、同項の規定を適用する。 (2) (1) 以外の場合には、令第 30 条の 13 第 1 項 (《 非課税郵便貯金を有する者に係る死亡届出書 》) の規定による届出書が提出されたかどうかにかかわらず、次に掲げる郵便貯金の利子を除き、法第 9 条の 2 第 1 項の規定を適用しない。 イ 当該郵便貯金 (口に掲げるものを除く。) については、その死亡した日を含む利子の計算期間に対応する利子のうち、死亡した日までの期間に対応する利子 ロ 通常郵便貯金については、その死亡した日を含む利子の計算期間に対応する利子 (違反貯金が発見された場合) 9 の 2 - 11 次に掲げるような事実が発見された場合の法第 9 条の 2 第 1 項の規定の適用に当たっては、それぞれ次によることに留意する。

- (1) 非課税郵便貯金申込書に記載された氏名、生年月日、住所又は障害者等に該当する旨が虚偽である場合 当該非課税郵便貯金申込書の提出に係る郵便貯金の利子は、すべて課税する。
- (2) 非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の元本の合計額が利子の計算期間のいずれかの日において300万円を超えている場合 当該郵便貯金に係る当該計算期間に対応する利子は、すべて課税する。

法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》関係

(普通預金又は普通貯金に相当するもの)

10 - 6 規則第6条の2第2項《障害者等に該当しないこととなった日以後に預入等をした預貯金等の利子等の計算等》に規定する「令第32条第2号又は第3号《金融機関等の範囲》に掲げる者が受入れをする預貯金で普通預金又は普通貯金に相当するもの」に該当するかどうかは、その預貯金の満期日の定めがあるかどうか、利息は毎日又は一定の日の残高を基に累積計算により算出され、毎年一定の時期に支払うこととされているかどうか等を勘案して判定するものとする。

(国外勤務者が追加預入等をした場合の非課税規定の適用関係)

10 - 8 非課税貯蓄申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者等の区分》の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で障害者等（法第9条の2第1項《障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税》に規定する障害者等をいう。以下10 - 26までにおいて同

- (1) 非課税郵便貯金申込書に記載された氏名、生年月日、住所又は老人等に該当する旨が虚偽である場合 当該非課税郵便貯金申込書の提出に係る郵便貯金の利子は、すべて課税する。
- (2) 非課税郵便貯金申込書を提出して預入をした郵便貯金の元本の合計額が利子の計算期間のいずれかの日において300万円を超えている場合 当該郵便貯金に係る当該計算期間に対応する利子は、すべて課税する。

法第10条《老人等の少額預金の利子所得等の非課税》関係

(普通預金又は普通貯金に相当するもの)

10 - 6 規則第6条の2第2項《老人等に該当しないこととなった日以後に預入等をした預貯金等の利子等の計算等》に規定する「令第32条第2号又は第3号《金融機関等の範囲》に掲げる者が受入れをする預貯金で普通預金又は普通貯金に相当するもの」に該当するかどうかは、その預貯金の満期日の定めがあるかどうか、利息は毎日又は一定の日の残高を基に累積計算により算出され、毎年一定の時期に支払うこととされているかどうか等を勘案して判定するものとする。

(国外勤務者が追加預入等をした場合の非課税規定の適用関係)

10 - 8 非課税貯蓄申込書は、国内に住所を有する者（法第3条第1項《居住者及び非居住者等の区分》の規定により国内に住所を有するものとみなされる国家公務員又は地方公務員（以下この項において「国外勤務の公務員」という。）を除く。）で老人等（法第9条の2第1項《老人等の郵便貯金の利子所得の非課税》に規定する老人等をいう。以下10 - 26までにおいて同じ。）

改 正 後	改 正 前
じ。)に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者（<u>障害者等</u>に該当しないこととなった者を除き、<u>障害者等</u>のうち国外勤務の公務員となった者を含む。）に対する法第10条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。 (1) その者が国内に住所を有する間に非課税貯蓄申込書を提出して預入等をした預貯金等につき受ける利子又は収益の分配（以下10 - 26までにおいて「利子等」という。）については、国内に住所を有しなくなった後に当該預貯金等の口座にその利子等の繰入れ又は留守宅渡しの給与の振込み等による追加預入等が行われない限り、引き続き同項の規定を適用すること。 (2) その者が国内に住所を有する間に非課税貯蓄申込書を提出して預入等をした預貯金等の口座に、国内に住所を有しなくなった後に追加預入等をした場合において、その追加預入等が行われた後に当該預貯金等につき受ける利子等については、次によること。 イ その預貯金等が限度額を記載した非課税貯蓄申込書に係るものであるときは、その追加預入等が行われた後の残高が当該限度額以下である限り、同項の規定を適用する。 ロ その預貯金等がイ以外のものであるときは、同項の規定は適用しない。 (3) その者が国内に住所を有しないこととなってから新規に預入等をする預貯金等の利子等については、その預入等の際に非課税貯蓄申込書を提出しても同項の規定は適用しない。 （確認書類の範囲） 10 - 10 法第10条第2項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下10 - 25までにおいて「確認書類」という。）には、9の2 - 1に掲げる書類を含む	に該当する者だけが提出できるのであるから、国内に住所を有しないこととなった者（<u>老人等</u>に該当しないこととなった者を除き、<u>老人等</u>のうち国外勤務の公務員となった者を含む。）に対する法第10条第1項の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。 (1) その者が国内に住所を有する間に非課税貯蓄申込書を提出して預入等をした預貯金等につき受ける利子又は収益の分配（以下10 - 26までにおいて「利子等」という。）については、国内に住所を有しなくなった後に当該預貯金等の口座にその利子等の繰入れ又は留守宅渡しの給与の振込み等による追加預入等が行われない限り、引き続き同項の規定を適用すること。 (2) その者が国内に住所を有する間に非課税貯蓄申込書を提出して預入等をした預貯金等の口座に、国内に住所を有しなくなった後に追加預入等をした場合において、その追加預入等が行われた後に当該預貯金等につき受ける利子等については、次によること。 イ その預貯金等が限度額を記載した非課税貯蓄申込書に係るものであるときは、その追加預入等が行われた後の残高が当該限度額以下である限り、同項の規定を適用する。 ロ その預貯金等がイ以外のものであるときは、同項の規定は適用しない。 (3) その者が国内に住所を有しないこととなってから新規に預入等をする預貯金等の利子等については、その預入等の際に非課税貯蓄申込書を提出しても同項の規定は適用しない。 （確認書類の範囲） 10 - 10 法第10条第2項に規定する書類（当該書類の写しを含む。以下10 - 25までにおいて「確認書類」という。）には、9の2 - 1に掲げる書類のほか、

ものとする。この場合において、令30条の9第2項《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲》に規定する郵便貯金本人票は9の2 - 1⁽⁴⁾に定める「住民票の写し等」に該当するものとする。

（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）

10 - 15 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨を確認した場合には、当該確認書類又はその写しをその確認した日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

（個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合）

10 - 16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は規則第7条第1項《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲の特例等》において準用する規則第3条の6第2項第1号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲》に掲げる「住民票の写し」若しくは「住民票の記載事項証明書」又は規則第7条第2項に規定する書類に記載されている住所によることとする。

（預貯金等の移管と非課税貯蓄申告書の効力）

10 - 18 2以上の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出した者（移管の時に障害者等に該当する者に限る。）が、その提出後当該金融機関の営業所等の間で法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を移管し、当該移管に係る預貯金等につき引き続き同項の規定の適用を受ける

令第30条の9第2項《老人等に該当する旨を証する書類の範囲》に規定する郵便貯金本人票を含むものとする。

（郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合）

10 - 15 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便により確認書類の提示を受けて、氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨を確認した場合には、当該確認書類又はその写しをその確認した日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

（個人の住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合）

10 - 16 非課税貯蓄申告書等を提出する個人の生活の本拠地である住所と確認書類に記載されている住所とが異なる場合には、当該非課税貯蓄申告書等に記載する住所は令第41条の2第1項において準用する令第30条の9第1項第1号に規定する「住民票の写し」又は「住民票の記載事項証明書」（規則第7条第2項《老人等に該当する旨を証する書類の範囲の特例等》に規定する書類を含む。）に記載されている住所によることとする。

（預貯金等の移管と非課税貯蓄申告書の効力）

10 - 18 2以上の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出した者（移管の時に老人等に該当する者に限る。）が、その提出後当該金融機関の営業所等の間で法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を移管し、当該移管に係る預貯金等につき引き続き同項の規定の適用を受けるた

改 正 後	改 正 前
ため令第43条第2項又は第3項《非課税貯蓄に関する異動申告書》の規定により非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合には、移管前の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書はその効力を失うものとする。この場合において、当該非課税貯蓄に関する異動申告書には、移管先の営業所等を経由して既に非課税貯蓄申告書を提出している旨を付記させるものとする。 （<u>障害者等</u>に該当しないこととなった者が預貯金等の移管を行った場合） 10 - 19 2以上の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出した者でその後<u>障害者等</u>に該当しないこととなった者が、その後当該金融機関の営業所等の間で法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を移管して、当該移管に係る預貯金等につき引き続き同項の規定の適用を受けようとする場合には、令第43条第2項から第5項の規定に基づき非課税貯蓄に関する異動申告書及び非課税貯蓄限度額変更申告書を提出する必要があることに留意する。 この場合、非課税貯蓄限度額変更申告書の「<u>障害者等</u>に該当する事実」欄は記載しないものとする。 （注）非課税貯蓄申告書を提出した個人で<u>障害者等</u>に該当しないこととなった者が、その後、その氏名又は住所の変更をした場合には、令第43条第1項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書を提出しなければならないことに留意する。 （非課税規定の適用を受けていた者が死亡した場合の課税関係） 10 - 21 その利子等について法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を	め令第43条第2項又は第3項《非課税貯蓄に関する異動申告書》の規定により非課税貯蓄に関する異動申告書を提出した場合には、移管前の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書はその効力を失うものとする。この場合において、当該非課税貯蓄に関する異動申告書には、移管先の営業所等を経由して既に非課税貯蓄申告書を提出している旨を付記させるものとする。 （<u>老人等</u>に該当しないこととなった者が預貯金等の移管を行った場合） 10 - 19 2以上の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出した者でその後<u>老人等</u>に該当しないこととなった者が、その後当該金融機関の営業所等の間で法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を移管して、当該移管に係る預貯金等につき引き続き同項の規定の適用を受けようとする場合には、令第43条第2項から第5項の規定に基づき非課税貯蓄に関する異動申告書及び非課税貯蓄限度額変更申告書を提出する必要があることに留意する。 この場合、非課税貯蓄限度額変更申告書の「<u>老人等</u>に該当する事実」欄は記載しないものとする。 （注）非課税貯蓄申告書を提出した個人で<u>老人等</u>に該当しないこととなった者が、その後、その氏名又は住所の変更をした場合には、令第43条第1項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書を提出しなければならないことに留意する。 （非課税規定の適用を受けていた者が死亡した場合の課税関係） 10 - 21 その利子等について法第10条第1項の規定の適用を受ける預貯金等を

有する者が死亡した場合には、当該預貯金等についてその死亡後に支払を受けるべき利子等に対する課税関係は、次によることに留意する。

(1) その者の相続人（障害者等に限る。以下10 - 24までにおいて同じ。）から当該預貯金等について令第47条（非課税貯蓄相続申込書）の規定による非課税貯蓄相続申込書の提出があった場合には、当該非課税貯蓄相続申込書を提出した日に当該相続人が非課税貯蓄申込書を提出して当該預貯金等の預入等をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

(2) (1)以外の場合には、令第46条第1項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の規定による非課税貯蓄者死亡届出書又は同条第2項の規定による書類（以下10 - 28において「非課税貯蓄者死亡通知書」という。）が提出されたかどうかにかかわらず、次に掲げる預貯金等の利子等を除き、法第10条第1項の規定を適用しない。

イ 当該預貯金等（口に掲げるものを除く。）については、その死亡した日を含む利子等の計算期間に対応する利子等のうち、死亡した日までの期間に対応する利子等

ロ 令第36条第3項（障害者等の少額預金の利子所得等が非課税とされない場合等）に規定する普通預金等については、その死亡した日を含む利子等の計算期間に対応する利子等

（非課税貯蓄相続申込書を提出することができる者）

10 - 23 令第47条第1項に規定する「非課税貯蓄申込書を提出することができる障害者等である者」には、被相続人の預貯金等を相続により取得した相続人のうち、当該相続の開始前に当該預貯金等の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して既に当該預貯金等と同一種類の預貯金等につき非課税貯蓄申告書を提出していた者のほか、当該相続の開始後非課税貯蓄相続申込書を提出する時までに当該金融機関の営業所等を経由して当該預貯金等と同一

有する者が死亡した場合には、当該預貯金等についてその死亡後に支払を受けるべき利子等に対する課税関係は、次によることに留意する。

(1) その者の相続人（老人等に限る。以下10 - 24までにおいて同じ。）から当該預貯金等について令第47条（非課税貯蓄相続申込書）の規定による非課税貯蓄相続申込書の提出があった場合には、当該非課税貯蓄相続申込書を提出した日に当該相続人が非課税貯蓄申込書を提出して当該預貯金等の預入等をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

(2) (1)以外の場合には、令第46条第1項（非課税貯蓄者死亡届出書等）の規定による非課税貯蓄者死亡届出書又は同条第2項の規定による書類（以下10 - 28において「非課税貯蓄者死亡通知書」という。）が提出されたかどうかにかかわらず、次に掲げる預貯金等の利子等を除き、法第10条第1項の規定を適用しない。

イ 当該預貯金等（口に掲げるものを除く。）については、その死亡した日を含む利子等の計算期間に対応する利子等のうち、死亡した日までの期間に対応する利子等

ロ 令第36条第3項（老人等の少額預金の利子所得等が非課税とされない場合等）に規定する普通預金等については、その死亡した日を含む利子等の計算期間に対応する利子等

（非課税貯蓄相続申込書を提出することができる者）

10 - 23 令第47条第1項に規定する「非課税貯蓄申込書を提出することができる老人等である者」には、被相続人の預貯金等を相続により取得した相続人のうち、当該相続の開始前に当該預貯金等の受入れをしている金融機関の営業所等を経由して既に当該預貯金等と同一種類の預貯金等につき非課税貯蓄申告書を提出していた者のほか、当該相続の開始後非課税貯蓄相続申込書を提出する時までに当該金融機関の営業所等を経由して当該預貯金等と同一種

改 正 後	改 正 前
種類の預貯金等につき非課税貯蓄申告書を提出した者も含まれる。 (障害者等の郵便貯金に係る取扱いの準用) 10 - 29 9 の 2 - 2 の取扱いは、法第10条の規定を適用する場合において準用する。 <u>附 則</u> <u>(経過的取扱い)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の各項の取扱いは、平成18年 1 月 1 日から適用する。</u>	類の預貯金等につき非課税貯蓄申告書を提出した者も含まれる。 (老人等の郵便貯金に係る取扱いの準用) 10 - 29 9 の 2 - 2 の取扱いは、法第10条の規定を適用する場合において準用する。 (新 設)